

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 20 日

各 位

国土交通省自動車局

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等、出勤者数の削減、
イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和 4 年 1 月 19 日の第 84 回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、1 月 21 日から 2 月 13 日までを期間として、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県についてまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添 1 について周知の依頼がありました。

また、政府対策本部で示された方針を受けて開催された第 39 回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において別添 2 のとおり大臣指示があり、当該指示を受けて別添 3 のとおり、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、混雑した場所への外出や不要不急の都道府県間の移動を極力控えるなど、感染拡大防止に係る呼びかけを行うこととなりました。

つきましては、貴会におかれましては、傘下会員に対し、周知をよろしくお願いいたします。

（別添 1）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について」

（別添 1 別紙 1）新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」

（別添 1 別紙 2）新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 4 年 1 月 19 日変更）

（別添 1 別紙 3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和 4 年 1 月 19 日）（新旧対照表）

（別添 2）第 39 回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示

（別添 3）都道府県をまたぐ移動の自粛の呼びかけについて

